

尼崎市会議員選挙（5月29日告示・6月5日投票）にあたり、NPO 法人神戸の冬を支える会は全候補者に宛て公開質問書を送りました。

今回の尼崎の市会議員選挙は定数45名のところに61名が立候補しているというものです。

回答を送り返して下さった候補者は10名で、次ページより回答順に回答を掲載しております。

（敬称略）

質問事項は以下のとおりです。

- 1 野宿者を取り巻く課題についてどのように考えておられるかお答えください
- 2 尼崎市内において、野宿者が現在利用できる施策について具体的にお答えください。また、それらの施策についてどのように考えておられるのかお答え下さい
- 3 少年らによって野宿者が襲撃されるといった事件が全国的にも相次いでいます。こういった問題についてどのように考えておられ、今後防止するためにはどのような施策が必要と考えておられるのかお答えください。
- 4 公園などの公共施設でやむなく野宿生活をしなければならない人たちに対して、施設管理者が「立ち退きを求める」といったことが多くあります。誰も好きこのんで公園などで生活しているわけではありません。現行の福祉施策の不十分さが生みだしている結果でもあるのです。ただ単に「立ち退きを求めること」は国際人権規約が禁止している「強制排除」以外のなにものでもありません。こういったことが日常的に行われていることについてどのように考えておられるのかお答えください。
- 5 野宿から抜け出すためにどのような支援策が必要と考えておられるのかお答えください。
- 6 尼崎市において「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定する必要があるとしたらどういった内容の計画を策定するべきと考えておられるのかお答えください。

【田中 としお 候補】050601

前略、公開質問書をいただきましたが、公示日(5月29日)以降のことであり、投票日(6月5日)に向けて、必死の選挙戦を闘っている最中です。質問項目の1~6について、具体的に吟味し、回答することは、極めて困難な状態です。田中の考えのポイントだけをご回答させていただきたいと思います。私共の状況をお察しいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

現代日本は、グローバル化のものに弱肉強食化、資本主義の万能化のための国家管理の強化の方向に向いている社会といえます。このような社会の矛盾が、ホームレス問題の背景としてあると考えます。従って社会批判を堅持した、具体的な施策を考える必要があります。

いわゆる「自立支援法」には、保安処分的な隔離政策の側面があると考えています。個々のホームレスの方々が何を望んでいるのかということ踏まえ、画一的な収容にならない方向を考える必要があります。

選挙の後でありましたら、改めてご回答したり、議論したりにやぶさかではありません。はなはだ簡単ではありますが、これで失礼いたします。 草々

【千坂 良 候補】050601

大状況としては、歴代政治当局による日本社会の劣盛化（家庭の崩壊等）、小状況としては、地方自治体の無策（財源枯渇を理由として）。

真の施設と言えるモノがあれば、野宿者がいる筈はない。わが武庫川の自然を守る会では、多年阪神武庫川駅附近の野宿者、又それらの人が子供遊園地を占有していることに、地域と共に努力中です。

私に一ぺん講演させて下さい。（今後防止）はできそうもなし、 項に述べたように、問題は政治であります。とり合えず、これらの人々を追い払うことは出来ず、施設を先ず周辺に造ることを行政に要求しています。43号線高架下等を利用して、等々。

市民が市民を追うことはできません。わが地域ではこの事に意思統一しています。ご提示の問題につきましては地域（商店街、町会等）で再々行政（県、市、警察）を呼んで一緒に協議しています。わが「.....を守る会」も参加して、種々法律上の相談にのって居ります。選挙が済み次第「武庫川研究会（公的機関）」での上の団体参加して開催します。議題「目下修復中の阪神ムコ川駅下の公園造成と野宿者達とのかかわりについて」/提案者武庫川の自然を守る会、事務局 尼崎市役所公園課

長年この問題にかかわって居ります経験上（又は常識上）明暗があれば、ご教授願います。

施設を造ることですから、予算によりますし、精神的ケア、故郷での護送？費、先ず議会が超党派で意思決定を要します。

*質問機関へ：本アンケート、出問のスペースは長々大きく回答欄は狭し。

【塩見 幸治 候補】050602

1) 野宿者の実態、自立を望む野宿者の声について、十分な情報のはあく、と市民への発信が不十分なことにより、誤解、差別が放置されているのが現状である。

2) 国、県レベルでの具体的な自立支援策がないのが問題である。

傷病者に対しては、医療保護が可能。それ以外にはない。生活保護における住居規定の弾力的適用などについては、国、県の判断による。

1 - 1) のとりくみがまず必要。とりわけ若年者による人権侵害事件が多いことから正しい情報を伝えると共に、人権教育の充実が求められる。

施設が本来の目的どおり使用に供することができないのは問題であるが、具体的な自立支援策がない中で「強制排除」はするべきではない。

自立の基本となる生活の場を提供すること。住居と仕事の場の提供が必要。広域的視点での、例えば過去の「失対事業」のような就労、自立生活支援としてのグループホーム的住居を用意することが求められるのでは…。

の支援のために行政のサポートのもとに、NPO等の市民支援体制を構築し、地域での支援の広がりを図ることなどを計画に盛り込むべきである。

【宮城 あや 候補】050602

国による自立支援のための政策が今すぐ必要です。行政の野宿者に対する実態調査がされていない。実態について情報を市民に伝えていくことが必要です。放置されていることで誤解と差別が増幅しています。

住居規定がネックになっているので、国による生活保護法の運用の具体策が必要です。今の状況では、病気の時に医療保護があるだけです。

学校現場における人権教育の強化が必要ですし、行政による具体的な情報提供がされていないことが更に誤解を生むので、市民に対して積極的な情報発信が必要です。

公園など、市民が目的通りに使用できないのはよくないと思いますが、国などできちんとした自立支援策がつかられていないので、むやみに強制排除するのはよくないと思います。

住居と仕事の提供が要ります。自立のための具体的な施策として、自立生活支援のためのグループホーム的な住居の提供がよいのではと思います。以前にあった失業対策事業的なもので就労支援が考えられてよいと思う。

NPOと行政の連携によって、市民参加の具体的な支援体制の計画が必要と思います。それぞれの地域において、いろんな支援の取り組みができるような実施計画をつくる必要があります。

【丸尾 牧 候補】050602

ここ数年、増加傾向にあり深刻な状態。

結核の検診。国の取り組みとして、宿泊施設と食事の提供が必要。

非常に問題。対策として、人権啓発活動が必要。

緊急避難施設の設置を優先的に行うべき。

緊急対策として宿泊施設と食事の提供、要保護者は生活保護が受けられるようにする。自立支援のため休耕田を市を希望者に貸すということも考えても良いと思う。

緊急生活支援対策（上記のような）
雇用対策

質問状は、もっと早く出していただければ助かります。

【小柳 ひさし 候補】050603

1) 野宿生活者の実状を十分に調査し、2) 野宿生活者の要望に耳を傾け、3) 野宿生活者の住居、健康、就労支援、4) 民間団体との意見交流 - が取り巻く課題としてある。

野宿生活者を積極的に受け入れる施策は、尼崎市として展開していない。ご存知のように、生活保護に於いての住居規定（法で定められているわけではないが）についても他市より進んだ施策は実施していない。

1) 野宿生活者の置かれている状況、情報を市民に知らせ、2) 若年者の人権教育の徹底、3) 市民の偏見意識を変えていく施策が求められる。

1) 公共施設が本来の利用ができない状況を放置するべきでない。2) だからといって野宿生活者を、力で排除することは、野宿生活者の自立支援に反する。

1) 野宿生活者を一くくりに捉えないこと。2) 野宿生活者との対話を通じて、その要望を明確にし、3) 自立を支援することを基調として、4) 医療、健康の保障、5) 箱物を優先させない居住の場と6) 自立支援する労働の場の提供が必要。

1) 本人たちの要望をひろい出し2) すでにこの問題に取り組んでいる民間団体と行政が連携し、3) 地域住民の十分な理解が得られる形で、4) あくまでも「自立生活」を支援（救済ではなく）する。

【今西 けい子 候補】050603

一刻も放置できない事態です。長引く不況で、倒産、失業で野宿生活者が今後もふえると考えられます。昨年7月に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されましたが、措置法にもとづく対応を急ぐと同時に、国と自治体が責任のなすり合いではなく、基本的人権擁護の立場で抜本的な手だてを尽くすべきです。

尼崎市では、行政として利用できる施設はありません。党市会議員団では、ホームレスの方からの相談に生活保護を受けられるように医療や住宅の援助していますが、個々対応にならざるをえません。また、民間が運営する支援施設もありますが、行政の責任で安心して利用できる施設、自立にむけた施策が必要と考えています。

「特別措置法」等による支援を国、県、近隣都市が連携して本気で行う。また、自治会、市民団体等の協力も得て、地域社会全体で自立支援の態勢をつくる必要があると考えます。

「強制排除」など絶対に許されません。

ホームレスの方は、野宿生活による体力低下や、慢性病を患っているケースが多く、医療支援が急がれます。また、積極的に生活保護を適用し行政の責任で住宅を確保すること、就労経験にふさわしい公的就労事業も提供できるように、国の「緊急地域雇用特別交付金事業」を活用できるように充実させることも大切です。

尼崎市においても、「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の策定実現に力を尽くしたいと思います。計画では、医療支援を最優先にしながら、国、県と連携し宿泊施設の確保、生活保護の適用をすすめる計画をたてるべきだと考えています。

【よしむら たまみ 候補】050603

野宿者は、住宅はもちろん、食事、医療など、「人間らしく生活する」ための諸条件が確保されていません。ボランティアなどによる支援活動も行われていますが、野宿生活による体力低下によって死者さえ生まれる状況となっています。人道上からも、憲法が保障する生存権を守るという観点からも、一刻も放置できない状況と考えています。国と自治体が、早急に責任ある施策を講じるべきだと考えます。

現在、尼崎市内では利用できる施設はありません。県内全体でも救護施設7ヶ所、更生施設1ヶ所、無料一時宿泊施設1ヶ所、簡易宿泊施設2ヶ所など、全体で18ヶ所しかなくきわめて不十分と言わざるをえません。現在、尼崎市でも自立支援の「実施計画」の策定を進めていますが、野宿者の現状にふさわしい施設整備が必要と考えています。尼崎市が、住民や滞在者の暮らし、福祉を守るという地方自治体の基本を大切にして、野宿者への支援を強化するよう全力でがんばります。

襲撃事件が起こるのは若者の心が不安定になっていることに原因があり、残念です。防止策については、特別措置法等による野宿者の自立支援を行政が早急におこなうこと。

憲法25条に定められている生存権を保障していない行政の責任が厳しく問われます。

何よりも国民が野宿者となる原因をなくする努力を国政の責任として行うべきです。その上で、1)十分な医療を保障すること。野宿者の検診を実施するとともに公的病院に一定数のベッドを確保して医療を必要とする該当者への緊急対応が必要、2)生活保護行政を改善し、積極的に生活保護制度を適用すること。

いま、尼崎市は「実施計画」の策定をすすめています。当市は、他市に比べても野宿者が多いことを踏まえ、市が住民や滞在者の暮らしと、福祉を守るという地方自治体の基本をふまえ、該当者の自立支援にとって実効ある計画となるよう党議員団として力を尽くします。

【広瀬 さなえ 候補】050604

憲法25条からみて、許されぬことと考えます。すぐ解決すべきと考えます。

生活保護法を適用して解決されるべき。

社会がよわいものを大事にすることを全体として考えることが大事だと思います。

行政の人権感覚の問題に大きな課題があります。

憲法25条にもとづき、生活保護法で解決すべき。

に同じ。他市ですすめられていることについては、まだ不べんきょうですので、まず勉強させていただき、との関連で何をどうすべきか - 考えます。

【松村 ヤス子 候補】050604

最も根本的には、憲法25条に基づき、生活保護法がある日本で居宅を失う人が出ること自体、生活保護法の運用に誤りがあると考えます。生活保護法の正しい運用と、生活保護法は憲法に基づいて生存権を保障するものであることへの理解を広める取り組みが必要です。失業などで、家賃を払えなくなり、家を出ざるを得なくなる前に、例え、年齢が65歳未満、健康であっても、就労できるまでは生活保護を適応し、積極的な就労支援をし、野宿者を生み出さないことが重要です。また、望まないにもかかわらず、野宿者となった場合、入院を要する健康状態であれば、生活保護での入院・治療、その後は、居宅確保の敷金等を支給し、健康回復・就労支援で自立を支援すべきです。入院の必要のない場合は、就労活動の要である、居宅の確保が必要です。

施設について、尼崎市内に利用できるものはなく、兵庫県下でも無料一時宿泊施設は1ヶ所しかなく非常に不十分です。平成15年7月31日に各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省・援護局保護課長通知 社援保発第0731001号で「ホームレスに対する生活保護の運用について」が出されています。生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度であり、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施することです。自立にむけての指導援助の必要性の程度を分析するに当たっては、利用できる社会資源状況を総合的に勘案して、ケース診断会議等において処遇の方針を樹立し、保護の適用方法を決定すること。そして、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊所等において保護を行うが、ホームレスの状況によっては、養護老人施設や各種障害者福祉施設等への入所を検討すべきだと考えます。

このようなニュースを耳にするたびに心が締め付けられる思いがしています。野宿者に対する差別偏見の思想が社会に蔓延している背景に、弱肉強食の社会構造があります。少年たち自身も競争教育・競争社会の中で、行き場のない不満を持っており、より弱いと思う野宿者にその不満を吐き出しているのではないかと思います。勿論少年らの人権意識の低さも大きな問題ですが、差別選別教育ではなく子どもが大切にされる教育・親から愛される環境が保障されて初めて、自らの命や他人の命の尊さを理解できる人間として成長するものと考えます。緊急の措置としては、生活保護法により、野宿生活者の自立を図ること、また、警察や市民団体等による「巡回パトロール」の実施も必要であると考えます。

行政自らの無策を棚にあげて立ち退きを求めるのは本末転倒です。絶対に許されません。こうした人権感覚が青少年による野宿者襲撃という事件にも発展することもかんがえられます。

ホームレスの抱える問題・状況の把握に当たっては、面接相談時の細かなヒアリングによって得られる要保護者の生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等の総合的な情報の収集や居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)の確認により、居宅生活を営むことができるか否かの点について、特に留意する必要があると考えます。また、定期的な訪問を行い、生活実態や処遇状況を把握するとともに、自立にむけ

た必要な指導援助を行うことが必要です。

現在尼崎市は、「実施計画」の策定をすすめており、県内でも野宿者数が多い所ですから野宿者の自立支援には、生活保護の新政など実効ある措置と計画が必要です。